

指針案	参考資料（国会答弁等）
<p><b>労働者協同組合の適正な運営を図るための指針（案）</b></p> <p><b>第1 趣旨</b></p> <p>この指針は、労働者協同組合法（令和2年法律第78号。以下「法」という。）第130条の規定に基づき、労働者協同組合（以下「組合」という。）及び労働者協同組合連合会の適正な運営を図るため、必要な<b>基本的事項</b>を定めたものである。</p>	<p><b>労働者協同組合法（令和2年法律第78号）（抄）</b></p> <p>第130条 厚生労働大臣は、組合及び連合会の適正な運営に資するため、必要な指針を定めるものとする。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第1項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p>
<p><b>第2 組合の性質</b></p> <p>組合は、組合員が出資すること、各組合員の意見が反映され事業が行われること及び組合員が自ら組合の事業に従事することを基本原理とする組織であって、剰余金の配当について、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うことができるものとされ、出資額に応じた配当を認めない非営利の法人であり、地域における多様な需要に応じた事業を通じて地域社会に貢献し地域社会の課題を解決することで、持続可能な地域社会の実現を目指すものである。</p>	<p><b>令和2年11月20日（金）衆議院厚生労働委員会</b></p> <p>○答弁者（提案者） …労働者協同組合は、今申し上げましたように、組合員が出資し、そしてそれぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、そして組合員みずからが事業に従事することを基本原理とする組織でございまして、地域に貢献し、地域課題を解決することを目指したものであり、出資配当を認めない非営利の法人となります。</p>

<p>地域社会の課題の解決のためには、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第6号に掲げる企業組合等の組合以外の法人形態で活動することも考えられ、組合は、これらの既存の法人制度と共存するものであり、活動を行おうとする者の選択肢を広げることにより地域社会の課題の解決に取り組む活動を一層促進する意義があるものである。</p>	<p><b>令和2年12月3日（木）参議院厚生労働委員会</b></p> <p>○答弁者（提案者） …本法案は、地域課題の解決のためには必ず労働者協同組合を使うべきというものではもちろんないわけでありまして、活動の在り方は様々であります、他の法人形態で活動したいという方々は引き続き今の形態を取られるものと思っております。労働者協同組合は、既存の法人制度と共存するものであります、地域課題に取り組む活動が一層盛り上がるよう、新たな乗り物、ビーグルを増やし、選択肢を広げる意義があるのではないかと考えている次第でございます。</p>
<p><b>第3 組合に関する事項</b></p> <p><b>1 基本原理</b></p> <p>組合は、組合員が出資すること、各組合員の意見が反映され事業が行われること及び組合員が自ら組合の事業に従事することという基本原理に従い、事業を行わなければならぬこと。</p> <p>なお、組合は、組合員自らが他の組合員とともに意見を出し合いながら就労の場を創るものであるため、各組合員が意見を出すことができる仕組みを設けており、また、組合の事業に必要な財産的基礎についても組合員自らによって確保されるべきとの考えにより、組合員に出資を義務付けているものであること。</p>	<p><b>令和2年12月3日（木）参議院厚生労働委員会</b></p> <p>○答弁者（提案者） まさしくこれは御指摘のとおりであります、労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業を行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織ということが第三条第一項でございますが書いてあります、その事業への組合員の意見の反映というのは、まさに組合の根幹を成す重要な要素でございます。</p> <p>すなわち、労働者協同組合は、ほかの組合員とともに意見を出し合いながら働く場を組合員自身でつくるというものでございまして、このような組合の性格に鑑みて、本法案では組合員それぞれが意見を出せる仕組みを設けることとしたものでございます。</p>

	<p><b>令和2年12月3日（木）参議院厚生労働委員会</b></p> <p>○答弁者（提案者） … 労働者協同組合は、他の組合員とともに意見を出し合いながら働く場を組合員自身でつくるというものでございまして、こうした組合の性格に鑑みれば、組合の事業に必要な財産的基礎につきましても組合員自身によって確保されるべきであると考えております。労働者協同組合の基本原理の一つとして、組合員自身に出資を義務付けるというふうにしているところでございます。</p> <p><b>令和2年12月3日（木）参議院厚生労働委員会</b></p> <p>○答弁者（提案者） … （労働者協同組合の）基本原理に従って行われる持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業であれば、基本的に自由に行なうことが可能だということでございます。ただし、他人の指揮命令を受けて当該他人のために労働に従事させる労働者派遣事業は行なうことができないというふうにしてございます。</p> <p><b>令和2年12月3日（木）参議院厚生労働委員会</b></p> <p>○答弁者（提案者） … 本法案では労働者協同組合がほかの法人に出資したりすることを明文でもっては禁止しておりません。ただ、たった一つ、労働者派遣事業というのは駄目だよということはネガティブリストという形で書いてあります。</p> <p>それで担保できるのかということですけれども、どっちにしろ自分たちで出資して働いてというこの理念から反するわけですよね、子会</p>
--	--

	<p>社というのは。ですから、提案者といたしましては、このようないろんな事業をほかのところに手を出して子会社でもってやるということは実態上あり得ない、そういうことはしていただきたくないと思っております。</p> <p><b>令和2年12月3日（木）参議院厚生労働委員会</b></p> <p>○答弁者（提案者） ……いろんな事業をなさっておられます可能性があるわけでありますが、認可等が必要な事業については当然にその規制を受けると、例えば介護保険の事業であったりですね。</p> <p><b>令和2年11月20日（金）衆議院厚生労働委員会</b></p> <p>○答弁者（提案者） 労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員みずからが事業に従事することを基本原理とする組織であり、このような組合の性質上、本来であれば、全ての組合員が組合の行う事業に従事することが適当です。しかしながら、実際には、家庭の事情によって当分事業に従事できなくなるなど、事業に従事する意思はあるものの従事することができない方が存在することが想定されます。</p> <p>お尋ねの第八条第一項は、このような、事業に従事することができない組合員について、常に組合からの脱退を求めるることは組合の構成を不安定にさせるとの考え方から、一定程度存在することを許容する趣旨の規定であります。</p>
--	--

<p>組合員が引き続き組合員の資格を継続することを認めることにあること。</p> <p>② 組合の事業に従事する者の4分の3以上が組合員であること</p> <p>法第8条第2項の規定により、組合の事業に従事する者の4分の1未満が組合員以外のものであることが許容されているが、この規定の趣旨は、業務の繁忙期における人手不足に対応するため一時的に組合員以外の者が事業に従事することや、出資金を分割して払い込んでいる者が払込みの完了までの間も組合の事業に従事することを認めることなどにより、組合の事業活動に柔軟性を持たせることにあること。</p> <p>なお、組合は、事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されることを基本原理とする組織であり、臨時に組合の事業に従事する者に対しては組合員の資格を与えず、永続的に事業に従事させることは想定していないこと。</p>	<p><b>令和2年11月20日（金）衆議院厚生労働委員会</b></p> <p>○質疑者 …第八条第二項には、「組合の行う事業に従事する者の四分の三以上は、組合員でなければならない。」と規定されていますが、その趣旨はどのようなものでしょうか。</p> <p>○答弁者（提案者） 組合員みずからが事業に従事することを基本原理の一つとする労働者協同組合においては、本来は組合の行う事業に従事する者の全員が組合員であることが適当です。</p> <p>その上で、実際の事業活動においては、事業の繁忙期における人手不足などで、アルバイトとして非組合員を事業に従事させる必要が生じます。また、労働者協同組合では、出資の全額の払込みを完了したときに組合員となるため、組合の事業に従事しながら分割で出資の払込みを行い、組合員になろうとする者が出てくることも想定されます。</p> <p>お尋ねの第八条第二項は、このような実際の必要性に鑑み、「組合の行う事業に従事する者の四分の三以上は、組合員でなければならない。」として、組合の基本原理を損なわない範囲内において組合の事業活動に柔軟性を持たせるという趣旨の規定です。</p> <p><b>令和2年12月3日（木）参議院厚生労働委員会</b></p> <p>○質疑者 …継続的に一緒にその組合の従事をしていただく、それはやっぱり組合員になっていただくべきでありまして、あくまで八条第二項というのはそういった臨時の場合にのみ適用されるものだというふうに理解しますが、そういった長期で頑張って一緒に働いていただくなこうやつて臨時でずっと何年もということでは趣旨にもとるとい</p>
--	---

	<p>うふうに考えますが、この点についても確認させていただきたいと思います。</p> <p>○答弁者（提案者） それはおっしゃるとおりでして、我々のこの組織は逆でして、介護だとか育児だとか病気だとか、そういう人たちがその間だけはちょっと休ませていただきたいと、だけれども一緒に働きたいと、むしろ逆にそういったことで救おうとしているんであって、臨時のものを永続的にずっと続けるということは毛頭この組織では考えておりません。</p> <p style="text-align: center;"><b>令和2年11月20日（金）衆議院厚生労働委員会</b></p> <p>○質疑者 …組合員は、労働者であるとともに出資者でもあり、事業の運営に意見を反映させ得る立場であることから、事業の運営を優先する余り、労働法規を遵守しないことになる危険性はないか。あるいは、公共事業などの入札において、競争ですから、入札価格を下げるために賃金額を低く設定することになれば、組合員のみならず、競争相手となる民間業者の賃金相場を引き下げる要因にもなりかねません。…</p> <p>○答弁者（提案者） …具体的な賃金水準等については、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することという制度の究極の目的のもと、組合自治、定款自治の観点から、それぞれの組合の実態に応じて詳細が決められるものと考えております。</p> <p>…指針におきまして、労働者協同組合が労働者としての権利を尊重した上で事業を展開していくことを明確にする観点から、労働基準法、最低賃金法、労働組合法等の労働法規を遵守するとともに、公正な競争を阻害する活動は行わない旨が明らかにされるものと考えているところでございます。</p>
--	--

<p>第4 組合員に関する事項</p> <p>1 組合員の性質</p> <p>法第1条の規定に「組合員自らが事業に従事する」とあるが、これは、組合員が事業者であることを意味するものではなく、組合が事業者であり、個々の組合員は組合と労働契約を結んで組合の事業に従事する者であるという趣旨であることに留意すること。</p> <p>2 組合への加入</p> <p>組合への加入の自由は重要な協同組合原則の一つであり、法第12条において、組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならないとしている。組合は、この正当な理由の判断に当たっては、加入の自由が不当に害されることのないように留意すること。</p> <p>具体的な正当な理由については、例えば、加入しようとする者側の事情として、加入しようとする者が法第15条第2項各号に掲げる除名事由に該当する行為を現にしている、又は当該行為をすることが客観的にみて明らかである場合や、加入しようとする者が加入の申込前に外部から組合の活動を妨害していた者である場合が考えられること。また、組合側の事情として、組合員の数が組合の事業を行うのに必要な数を大幅に超過しているなど、加入を認めると組合の円滑な事業活動や組織運営に支障を</p>	<p>令和2年11月20日（金）衆議院厚生労働委員会</p> <p>○答弁者（提案者） …組合員は事業者ではなく労働者であることを明確にするため、今後定められる指針等において、事業を実施するのはあくまでも組合であって、組合員は事業の従事者であることや、また、労働者協同組合制度においては、組合員は組合と労働契約を結ぶ事業の従事者であり、基本的に一部の企業組合のような事業者性を有するものではないことという趣旨が明らかにされるものと考えております。</p> <p>（事務局において書き下し）</p> <p>労働者協同組合においては、組合員たる資格を有する者が正当な理由がないのに加入を拒むことができず、原則自由に加入することができるとしていることから、加入ができない理由（基本的な考え方）を明らかにしておくことが労働者協同組合の運営を適正に行っていく上で重要であること。</p>
---	--

<p>きたすことが予想される場合が考えられること。</p>	
<p><b>3 組合員の除名</b></p> <p>組合は、組合員の除名が組合員たる資格を喪失させる重大な効果を有するものであることに十分留意し、除名を行うに当たっては、除名の対象となる組合員が法第15条第2項各号に掲げる除名事由に該当するかを十分に確認すること。除名事由に該当する場合には、当該組合員に対し、その旨を総会の10日前までに通知し、総会において弁明の機会を付与し、法第65条に規定する総会の特別の議決（総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決）において、除名の決議を行う必要があること。</p>	<p>(事務局において書き下し)</p> <p>組合員の除名については、組合員資格を喪失させるという重大な効果を有するものであることから、法令の手続きを改めてわかりやすく指針に規定し、乱用を避けることが必要であること。</p>
<p><b>4 労働契約の締結等</b></p> <p>法第20条第1項の規定により、組合は、その行う事業に従事する組合員（組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員や監事である組合員を除く。以下4において同じ。）との間で、労働契約を締結しなければならないこと。</p> <p>なお、組合は、組合に加入しようとする者を募集する際に、職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の3第1項の規定により、労働条件を明示しなければならないこと。その際、組合は、組合員との間で労働契約を締結しなければならないことについても明示すべきであること。</p>	<p style="text-align: right;">令和2年12月3日（木）参議院厚生労働委員会</p> <p>○質疑者　具体的な指針の中身ということなんですけれども、一つ、やっぱり求人に当たって労働契約を明示する必要性があるんじゃないかなということが一点。…</p> <p>○答弁者（政府参考人）　先ほど申し上げましたように、指針等の具体的な内容につきましては、今後、国会での御議論等も踏まえつつ検討し</p>

	<p>てまいりたいと考えておりますが、…</p> <p style="text-align: center;"><b>令和2年11月20日（金）衆議院厚生労働委員会</b></p> <p>○質疑者 …労働者協同組合との間で労働契約を締結した組合員の全員に労働基準法、最低賃金法、労働組合法等の労働関係法規が完全に適用されるかどうか、お伺いいたします。</p> <p>○答弁者（提案者） お答えいたします。</p> <p>提案者としては、代表理事、専任理事及び監事以外の組合員について、労働者としての保護を及ぼすべく、組合に対して、これらの組合員との間で労働契約を締結することを義務づけることとしています。これにより、協同労働の名をかりた、いわゆるブラック企業による労働者の搾取の防止を図るという趣旨です。そのため、一般的には、労働契約を締結した組合員全員に労働関係法規が完全に適用されるものと理解しております。</p> <p>その上で、具体的な法令の規定の適用に当たっては、個別の事案の具体的な実態に応じて、労働関係各法に定める労働者に該当するか否か等が判断されるものと考えます。</p> <p>その際には、本法案に労働契約締結義務が規定されていることも勘案されるものと考えております。</p> <p style="text-align: center;">(事務局において書き下し)</p> <p>本来、組合員の地位を有することと労働者の地位を有することは別個の問題であるが、本法においては、組合員の地位は事業従事と密接に関連していることから（法第8条第2項）、組合が労働契約を終了させる目的で恣意的に特定の組合員を脱退させるおそれがある。</p>

<p>させることを防ぐことにあることに留意すること。</p>	<p>このような恣意的な運用を防ぐため、組合員の脱退が労働契約を終了させるものと解してはならない旨を法第 20 条第 2 項に明記したものであり、その趣旨を明らかにしておくことが重要であること。</p>
<p>(3) 理事の職務のみを行う組合員</p> <p>理事の職務のみを行うこととして組合との間で労働契約を締結していない理事を、理事の職務以外の事業に従事させることは法第20条違反であることから、そのような理事を理事の職務以外の事業に従事させる場合には、当該理事との間で労働契約を締結することが必要であること。</p>	<p><b>令和2年11月20日（金）衆議院厚生労働委員会</b></p> <p>○答弁者（提案者） …法案第二十条は、代表理事又は専任理事を除き、組合と事業に従事する組合員との間で労働契約を締結しなければならないと規定しており、専任理事と言いながら実態として組合の事業に従事させる事態は、そもそも法案第二十条違反ということになります。</p>
<p>5 組合員の意見を反映させる方策</p> <p>組合の基本原理の一つである「事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること」（法第3条第1項第2号）を担保するため、法第29条第1項第12号において、組合員の意見を反映させる方策を組合の定款の必要的記載事項としているが、この規定は、組合員がそれぞれの意見をどのように集約し、どのように組合の事業運営に反映させるのかという点について、各組合の状況を踏まえて定款に定めることを想定していること。</p> <p>当該方策としては、例えば、開催方法、開催時期又は頻度及び最終的な意思統一の方法などが明らかにされている会議による意見の集約や意見箱等、日常的な意見の集</p>	<p><b>令和2年12月3日（木）参議院厚生労働委員会</b></p> <p>○答弁者（提案者） …労働者協同組合は、ほかの組合員とともに意見を出し合いながら働く場を組合員自身でつくるというものでございまして、このような組合の性格に鑑みまして、本法案では組合員それぞれが意見を出せる仕組みを設けることとしたものでございます。</p> <p>その仕組みについてもう少し申し上げますと、まず、組合員の意見を反映させる方策を組合の定款の必要的記載事項としております。第二十九条第一項第十二号でございます。組合員それぞれの意見をどのように集めるのか、出てきた意見はどう集約していくのかといった点について、各団体の状況を踏まえて定めることを想定をしております。</p>

<p>約の方策等が考えられること。</p> <p>また、各組合員が出した意見がどのように反映されたかについて、全ての組合員が確実に共有できるようにするため、法第66条第1項の規定により、各事業年度における当該方策の実施の状況及びその結果を、通常総会への報告事項としていること。</p>	<p><b>令和2年12月3日（木）参議院厚生労働委員会</b></p> <p>○答弁者（提案者） …各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果を総会への報告事項としております。これは第六十六条の第一項にございます。これによりまして、組合員それぞれが出した意見がどのように反映されたかについて全ての組合員が確実に共有することができるものと考えております。これによりまして、先ほど申し上げましたその基本原理というものを果たしていくことを、このように考えております。</p>
<p><b>第5 設立等に関する事項</b></p> <p>法定の要件を満たせば組合の設立が可能となる準則主義を採用しているが、組合の設立後に法令で定められた届出を行うことが求められていること。</p> <p>具体的には、法第27条の規定により、組合は、設立の登記をして成立した日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨並びに役員の氏名及び住所を都道府県知事に届け出ること。</p> <p>法第63条第3項の規定により、組合は、定款を変更したときは、その変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を都道府県知事に届け出ること。</p> <p>法第33条の規定により、組合は、役員の氏名又は住所に変更があったときは、その変更の日から2週間以内に都道府県知事に届け出ること。</p> <p>法第124条第1項の規定により、組合は、毎事業年度、</p>	<p>(事務局において書き下し)</p> <p>組合は設立に関し準則主義を取っていることが特徴となっているが、組合の適切な運営が確保されるよう、少なくとも都道府県知事に対して法令で定められた届出を行うことが重要であること。</p>

<p>通常総会の終了の日から2週間以内に、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出すること。</p> <p><b>第6 管理に関する事項</b></p> <p><b>1 役員の数</b></p> <p>法第32条第2項の規定により、組合の役員の数については、理事は3人以上、監事は1人以上とすること。</p> <p>各組合における役員の定数については、定款の必要的記載事項であり、組合自治の下、各組合において判断されるものであること。ただし、組合の事業に全く従事しない専任理事が組合員の半数を占める等、極端に多くの組合員を役員にすることは、当該役員が第4の4(3)のように法第20条に違反して労働契約を締結することなく組合の事業に従事することに繋がるおそれがあるため、組合員数が少ない組合や組織運営の実情等やむを得ない理由のある組合を除き、役員の数は組合員数の1割を超えることがないようにすることが望ましいこと。</p>	<p style="text-align: center;"><b>令和2年11月20日（金）衆議院厚生労働委員会</b></p> <p>○質疑者 …それで、役員の人数制限についてなんですか？第三条第二項第四号で、議決権の過半数を有する組合員が組合との間で労働契約を締結していいとされております。かつ、役員の人数制限の規定はありません。極端な例を言いますと、一千人とか二千人の組合になり、その半分マイナス一人まで役員となることが可能であると。</p> <p>そうすると、半分は、労働契約に基づかない、つまりは労働法によって保護されない立場になってしまうのではないか、こういう指摘があるわけですが、したがって、役員の数については、例えば組合員の一割以内などの人数制限が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>○答弁者（提案者） …役員の定数につきましては、総会の議決事項であり、役員は総会において選挙されるわけで、定款自治のもと、各組合において整理されるものと考えております。</p> <p>その上で、法案第二十条は、代表理事又は専任理事を除き、組合と事業に従事する組合員との間で労働契約を締結しなければならないと規定しており、専任理事と言いながら実態として組合の事業に従事させる事態は、そもそも法案第二十条違反ということになります。</p> <p>…提案者としては、労働者協同組合組織の基本原理からすれば、組</p>
---	---

	<p>合が行っている具体的な事業に全く従事しないような専任理事が組合員の半数近くを占めるような組合は現実的には想定しがたいものと考えておりますが、御懸念のような事態が起きないようにせねばならないと考えております。</p> <p>他の組合法制においても、役員の上限を条文で規定している例はないものの、監督官庁が示す模範定款などで役員数の考え方を示している例もあります。法案成立後に定められる指針等におきまして、役員の数について、例えば十人以内とか、あるいは組合員の一割以内などの人数制限の定めの考え方が明らかにされるものと考えているところでございます。</p> <p style="text-align: center;"><b>(参考) 中小企業役員割合</b></p> <p>中小企業庁「中小企業実態調査令和元年度確報（平成30年度決算実績）」により算出。</p> <p>法人企業計：14.7%、 5人以下：50.9%、6～20人：18.5%、 21～50人：8.5%、51人以上：2.7%</p> <p style="text-align: center;"><b>令和2年12月3日（木）参議院厚生労働委員会</b></p> <p>○答弁者（提案者） 賃金は労働契約法に基づく正当な対価です。剰余金の支払は全く別物です。ですから、剰余金は、賃金等いろいろな経費をきちんと負担、支払って、いろいろな経費とかを補填したりいろいろなことを払った後、最後に残ったものでもってその従事量に応じて分配されるものと考えております。</p>
--	---

項の教育繰越金（組合員の組合事業に関する知識の向上を図るため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越しておくもの）を控除した後に、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて組合員に分配~~される~~  
できるものであることから、賃金の支払いと剰余金の配当は全く別のものであることに留意すること。

賃金を不~~當~~に低く抑えることで剰余金を多くすることがないよう、組合員の意見が適切に反映されるための方策等を通じて、各組合において、組合員が安心して生活ができる水準の賃金が定められることが望まれること。

## (2) 剰余金の配当に関する考え方

剰余金の処分は、法第29条第1項第8号の規定により定款に記載する事項として組合に委ねられており、剰余金の配当を行うこととなった場合には、その剰余金の配当は、法第77条第2項の規定により組合員が組合の事業

## 令和2年12月3日（木）参議院厚生労働委員会

○答弁者（提案者） ……剰余金と賃金と同じように払われるのだからいいじゃないかと、うんともうけたらというか、ちゃんと払えるようになったらということで剰余金を多くしておいて賃金は低めに抑えてという悪用のことが考えられるわけですけど、それを防止する条文はありません。ですけれども、それは当然、みんなで出資してみんなで働いてということですから、そういうことは避けるべく皆さんで努力していただきやならないことだと思っております。…

○質疑者 今の点、確認ですが、つまり賃金において、それは本法の趣旨に合致した、地域地域で参加される皆さん、組合員になられる皆さんが安心して生活ができる、そういう水準の賃金でなければならない、そういう趣旨だということでよろしいでしょうか、確認です。

○答弁者（提案者） そのとおりでございます。

## 令和2年11月20日（金）衆議院厚生労働委員会

○答弁者（提案者） 剰余金の配当については、それぞれの組合において各組合員の意見を反映して決定されるべきものとの考え方から、従事分量配当を前提としつつ、定款で定めるところにより行うものとし、組合自治に委ねております。

に従事した程度に応じてしなければならないものの、その具体的な方法については、各組合において組合員の意見を反映して決定されるべきものであるとの考え方から、定款に記載する事項として組合に委ねている。剩余金の配当が公平に行われるようにするため、組合の事業に従事した程度の具体的な評価に当たっては、組合の事業に従事した日数、時間数等が主な考慮要素となるほか、業務の質や責任の軽重等も考慮されること。

### 3 組合員監査会

組合員監査会は、組合の基本原理を踏まえ、全ての組合員が組合の活動に従事したいというニーズがある小規模の組合（組合員の総数が20人を超えない組合）において、理事や組合の使用人を兼職することができない監事に代え、理事の活動を理事以外の全ての組合員が監査することで、組合の適切な運営を確保することである。

なお、組合員監査会による監査がなれ合い的なものとなることを防止する観点からも、法第51条第10項の規定により、組合は、監査の結果である監査報告を一定期間事務所に備え置き、組合の債権者による閲覧等を可能とすること。

もっとも、剩余金の配当が事業に従事した程度に応じて公平に行わるべきであるということは、大島議員と認識を同じくするものです。

提案者といたしましては、組合の事業に従事した程度の具体的な評価としては、日数、時間等が主な要素となります。それだけではなく、業務の質や責任の軽重なども考慮されるものと考えているところです。

### 令和2年12月3日（木）参議院厚生労働委員会

○答弁者（提案者） 組合の適切な運営を確保するためには理事の職務執行を監査することは重要でございまして、この役割を果たす者として監事を置くこととしております。第三十二項の第一項でございます。そして、監査は、監査対象である理事からの独立性を確保するため、理事や組合の使用人との兼職ができないこととされております。第四十三条です。

一方で、特に小規模の組合におきましては、全員がその理事あるいは使用人として営業や日常事務などの組合の活動に従事したいと、こういうニーズがあるものと承知をしております。しかしながら、監事は理事や使用人との兼職が禁止されているため、監事になることでこれらの活動に従事することができなくなってしまう、そういう人が出てきてしまうということになります。

この問題をどのように解決すべきかにつきましては、この法案作成過程で大きな論点の一つでございました。議論する中で、当時、ワーキングチームの座長でおられました田村憲久、今の厚生労働大臣です

<p>附則 (適用期日) この告示は令和4年10月1日から適用する。</p>	<p>が、先生から、労働者協同組合の性格に鑑みれば、理事の活動をほかの組合員がチェックできるような規模の組合であれば、各組合員による監査という仕組みを設けることも一つの合理的な解ではないのかという御提案がありまして、この御質問の組合員監査会は、この考え方を基にこれまでにない新たな組織としての制度設計を行ったというものでございます。</p> <p>すなわち、小規模の組合において、組合の活動への従事のニーズに応えつつ、理事の職務執行に対する監査が適切に行われるよう、組合員の総数が二十人を超えない組織に限り監事を置かないことができるることとし、これは第五十四条第一項でございますが、その場合には、理事以外の全ての組合員で組織する組合員監査会という新たな仕組みを設け理事の職務執行を監査をするということとしております。これによりまして、要するに全員で理事の仕事を監査するという格好をつくるということで、別の独立した監査という人を置かないということにしたということでございます。</p> <p>なお、なれ合い的な監査となることを防止する観点から、組合員監査会による監査の結果である監査報告については一定期間事務所に備え置くことを義務付けておりまして、組合の債権者による閲覧等を可能とするということとしております。</p>
--	--